

選定後の道路整備

「著しく妥当性欠く」

住民側が意見陳述

県関与の新たな産業廃棄物最終処分場を日立市誠訪町の採石場跡地に整備する

計画を巡り、建設に反対する市民5人が、搬入道路を

整備する事業の支出差し止めを県に求めた住民訴訟の第2回口頭弁論が21日、水戸地裁（広沢諭裁判長）で開かれた。意見陳述で住民側は、「道路建設は候補地を日立に選定後に決めた。道路整備を含めて（選定を）考慮すべきで、県の判断は著しく妥当性を欠く」と主張した。

訴状などによると、住民側は処分場整備費の約20

8億円に加え、道路整備に約200億円前後かかると独自に算定。400億円規

模の費用は「膨大な公金支出」として地方自治法の誠実執行義務に反するとしている。

県側の答弁書によると、処分場整備費は、安全対策を強化した結果、約208億円から約230億円に増額した。道路新設は住民の要望を踏まえた事項の上、住民側の費用算出方法は比較道路の規格が異なるなど不適当と反論している。道路整備費については現状で未算出という。

(2)
12/4
/22